



虹

2024年2月1日（木）

横浜市立並木中学校

進路通信 号外

発行者：

公立共通選抜「志願変更手続きの手順」について

2月5日(月)～7日(水)は「公立共通選抜の志願変更」の手続き期間となります。志願変更を行う場合、中学校で手続きが必要です。

※「インターネット出願 志願者マニュアル」P45～48で確認してください。

◎共通選抜の志願変更期間

2月5日（月）～2月7日（水）

※2月7日（水）は正午までです。（志願変更できるのは期間中1回のみ）

2月7日（水）は午前中のみとなっています。中学校での手続きがあるため、5日（月）までに担任に志願変更を申し出てください。

◎手続きの流れ

志願者（生徒）は、志願変更の意志を中学校へ連絡します。
2月5日（月）までにお願いします。

「志願変更願」を作成します。（用紙は中学校にあります。）
志願者と保護者は担任と確認のうえ、中学校にて書類の作成をします。

書類作成後、担任が出願システムにて志願変更の許可をします。
許可を受けたあと志願者は、志願変更の入力をおこないます。
その後、受検料の手続きをし、志願変更は完了します。

◎志願変更時の受検料の再納付について

志願変更の際、受検料の再納付が必要な場合は、志願変更申請後、受検料納付画面が再度表示されます。志願情報申請時の志願先および納付した金額によって、再納付する金額が変わります。受検料納付画面に表示されている金額で納付してください。

【志願変更することで、受検料の全額を再納付する例】

- ・ 県立高校から、横浜市立、川崎市立、横須賀市立のいずれかの高校へ志願変更した場合は、全額を再納付
- ・ 横浜市立高校から、県立、川崎市立、横須賀市立のいずれかの高校へ志願変更した場合は、全額を再納付
- ・ 川崎市立高校から、県立、横浜市立、横須賀市立のいずれかの高校へ志願変更した場合は、全額を再納付
- ・ 横須賀市立高校から、県立、横浜市立、川崎市立のいずれかの高校へ志願変更した場合は、全額を再納付

【志願変更することで、受検料の差額分を再納付する例】

- ・ 県立高校の定時制の課程から、県立高校の全日制の課程へ志願変更した場合は、差額分を再納付
- ・ 県立高校の通信制の課程から、県立高校の定時制または全日制の課程へ志願変更した場合は、差額分を再納付
- ・ 市立高校の定時制の課程から、同市立高校の全日制の課程へ志願変更した場合は、差額分を再納付

【志願変更をすることで、受検料の再納付が発生しない例】

- ・ 県立高校の全日制から、県立高校へ志願変更する場合は、再納付は発生しない。
- ・ 市立高校の全日制から、同市立高校へ志願変更する場合は、再納付は発生しない。